

不法行為による損害賠償

金銭による賠償が原則

民法は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うとし（民法709条）、このような権利、利益の侵害を一般的に不法行為といいます。けんかで相手に怪我を負わせたり、自動車の運転を誤り他人の家に衝突して壁を壊してしまったといったことが不法行為の典型です。



不法行為の要件は、①加害者の故意または過失、②権利利益の侵害行為、③加害者に責任能力があること、④損害の発生、⑤侵害行為と発生した損害との間に因果関係が認められることです。

故意とは意図して暴行を加えた場合のように、結果発生を認識、認容していることです。結果発生の可能性を認識しているに過ぎない場合でも、結果発生を認容している限りいわゆる未必の故意として故意が認められます。

過失とは、結果の発生を予見しまたは予見でき、その結果を回避することが可能であったにもかかわらず結果を発生させてしまったというように結果発生を回避すべき注意義務を尽くさなかったことです。

侵害の対象となる権利、利益は大きく分けて財産権と人格権があります。財産権の侵害には他人の財物を窃取、損傷するなどの所有権侵害、著作権や特許権の侵害などが挙げられ、人格権の侵害には生命や身体への侵害のほか、自由、貞操、名誉、肖像、プライバシーの侵害などが挙げられます。

不法行為による損害賠償は、損害を金銭に評価して賠償する金銭賠償を原則とします（同722条①、417条）。ただし名誉毀損については、裁判所は被害者の請求により損害賠償に代えて、または損害賠償とともに名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができるとの例外規定があります（同723条）。

加害者は、不法行為によって生じた財産的損害のほか、精神的損害についても賠償しなければなりません（同710条）。財産的損害は、積極的損害（不法行為があったために被害者が支出を要した損害）と、消極的損害（不法行為がなければ被害者が得られたであろう利益）とに分けられます。精神的苦痛、肉体的苦痛に対する損害賠償は慰謝料と呼ばれます。

損害賠償の範囲については、発生する損害が無限に広がる可能性があるため、損害の公平な分担の観点から、賠償の対象となる損害と加害行為との間に社会通念上相当といえる繋がり（相当因果関係）があることが必要とされます。